

いわき市環境審議会について

近年の環境保全に関する行政需要の高まりを受け、従来の公害対策中心の取り組みから自然環境や広域環境など、環境全般にわたる取り組みの強化を図るため、いわき市の環境の保全に関する基本的な事項等を調査・審議することを目的に、平成7年7月、従来の公害対策審議会を改組し、「いわき市環境基本条例（平成9年いわき市条例第4号）」に基づく常設の市長の附属機関として設置している。

委員の任期は2年で、令和元年11月1日委嘱の委員は第13期委員となる。

1 審議会の法令上の根拠

○ 環境基本法

（市町村環境審議会）

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。

○ いわき市環境基本条例

第4章 環境審議会

（設置）

第23条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、いわき市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 環境基本計画に関すること。
 - （2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項
- 2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
 - （2） 各種団体の代表者
 - （3） 関係行政機関の職員
 - （4） その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 26 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 28 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第 29 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。